



市老連だより 8

令和3年5月27日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

高齢者施設でコロナ感染者療養、1人15万円を補助 厚労省事務連絡

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に罹患した高齢者施設等の利用者が、病床逼迫によりやむを得ず施設内療養を行う場合、施設内療養者1人当たり15万円の支援を行う新たな補助制度を盛り込んだ事務連絡を出しました。15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じて1人当たり1万円/日の補助となります。

事務連絡は、「高齢者施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策」。施設内療養時の対応の手引き等を含めて、平時からのシミュレーション、感染者が発生した場合に活用可能な支援策など既報を整理するとともに、施設内で療養を行う高齢者施設等が感染対策の徹底、療養の質などを確保できるよう、地域医療介護総合確保基金によるさらなる支援を盛り込みました。

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、(1)必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供(2)ゾーニング(区域をわける)の実施(3)コホーティング(隔離)の実施、担当職員を分ける等の勤務調整(4)状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察(5)症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認ーなど、追加的な手間について、療養者ごとに要するかかり増し費用を助成します。

保健所に入所者の入院を依頼したが、病床逼迫により入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することになった高齢者施設等であること、保健所の指示等に基づいて、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、(1)から(5)までを実施した高齢者施設等であることを要件とします。申請に当たっては、要件のチェックリストに誓約の署名が必要です。チェックリストは「介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」に参考として掲載されています。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

http://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2021/05/ksvol.981.pdf

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612
e-mail:info@sirouren.jp URL:http://sirouren.jp